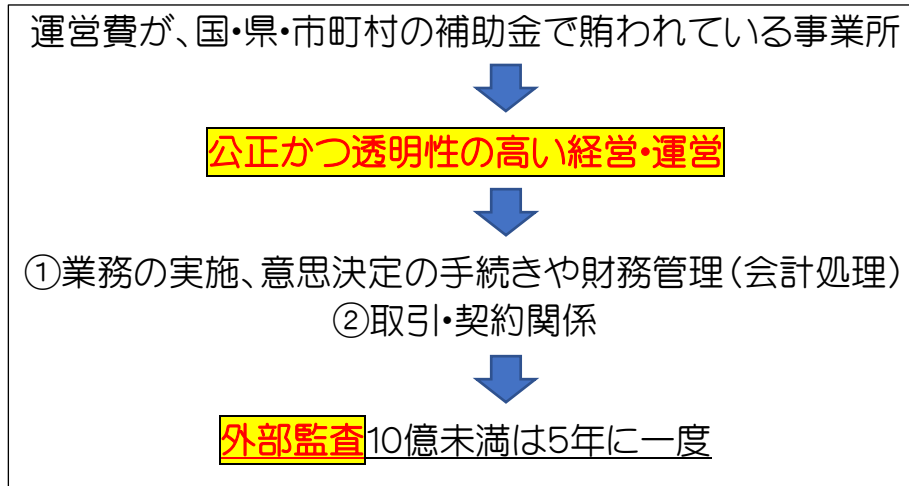


## 評価基準 22番 外部監査の有無 図解



### 外部監査の考え

**会計に関する専門家**が、当該法人の会計処理業務を受託している場合においても、当該業務と外部監査業務が**別個の契約として、締結**されている

- ①外部監査結果の、報告は書面で行われている必要があること。◎
- ②評価方法は、調査員による**書面での確認**◎

### 外部監査の内容

会計の専門家・学識経験者等、が行う

- ①**財務諸表の監査**
- ②**会計管理体制状況の点検**
- ③**法人の組織運営・事業等の監査**

**22** II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

評価の着眼点

保育所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。

保育所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。

保育所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。

保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。

外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。

外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○福祉サービスに関わる福祉施設・事業所においては、質の高い福祉サービスを実施する基盤となる経営・運営が、公正かつ透明性の高い適正なものである必要があります。これは、福祉サービスを提供する主体としての信頼性に関わる重要な取組です。

○保育所の経営・運営は、保育の提供及び、業務執行に関わる「内部統制」＝事業経営・運営におけるチェック体制を確立し社会的な責任を意識したものであることが重要です。

○具体的には、保育所内における各種規程にそった業務の実施、意思決定の手続きや財務管理（会計処理）、また、取引・契約関係等、どの業務や過程に課題や問題が発生しやすいか保育所の実情に応じて検討する必要があります。さらに、その発生を防ぐための仕組み・体制を構築することが求められます。

○保育所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ることや、内部監査を実施するなど定期的に確認するなど事業経営・運営の適正性を確保する取組も有効です。

○また、特に公益性の高い社会福祉法人については、公正性と透明性を確保し、説明責任を果たす観点から、外部監査を活用することも有効です。

○公認会計士等の専門家による指摘事項、アドバイス等は、経営・財務の改善課題の発見とその解決のための客観的な情報と位置づけることができます。また、その結果を経営改善に活用することが必要です。

○社会福祉法人審査基準では、外部監査の頻度について「資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、その事業規模に鑑み、2年に1度程度の外部監査の活用を行うことが望ましいものであること。これらに該当しない法人についても、5年に1回程度の外部監査を行うなど法人運営の透明性の確保のために取組を行うことが望ましい」としています。

○ここでいう外部監査とは法人等の財務管理、事業の経営管理、組織運営・事業等に関する外部の専門家の指導・助言を指します。なお、財務管理、経営管理等は「公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家」（以下「外部監査の考え方」3. 外部監査の実施者を参照）によることが求められます。

○外部監査の考え方は、以下のとおりです。

1. 外部監査の趣旨について

広く法人の外部の専門家によるチェックを通じて法人運営の透明性の確保に資することを目的とするものであること。

2. **外部監査の範囲**について

- ① 公認会計士法にもとづき公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）が行う**財務諸表の監査**
- ② 公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家が行う**会計管理体制**の整備状況の点検等
- ③ 財務諸表以外の事項（**法人の組織運営・事業等**）の監査

3. 外部監査の実施者について

外部監査は、法人の財務管理、事業の経営管理その他法人運営に関し優れた識見を有する者が行うこと。具体的には、公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家や、社会福祉事業について学識経験を有する者等がこれに該当すること。なお、当該法人の役職員等や、当該法人及びその役員等と親族等の特殊の関係がある者が外部監査を行うことは適当でないこと。

また、公認会計士等、税理士その他の会計に関する**専門家が、当該法人の会計処理業務を受託している場合においても、当該業務と外部監査業務が別個の契約として、締結されている**など、両業務が明確に区分されていれば、外部監査とみなして差し支えないこと。

4 その他

**①外部監査結果の報告は書面で行われている必要があること。** ◎

②外部監査にあたるかは報告書や契約書の名称といった形式的なもので判断するものではないこと。

③第三者評価における外部監査の範囲は、熊本県が所轄庁として実施する社会福祉法人に対する指導監査実施周期を判定する際における外部監査の範囲とは異なるため、注意する必要があること。

### (3) 評価の留意点

- 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が日常的に行われているか、さらに、必要に応じて外部の専門家による助言を得ているかを評価します。
  
- また、保育所（法人）の規模を勘案したうえで、外部監査等を活用し事業、財務等に関するチェックや外部監査結果にもとづく経営改善を実施していることを評価します。
  
- 小規模な保育所については、外部監査等の活用や結果にもとづく経営改善が実施されていない場合も想定されます。保育所における事務、経理、取引等について、①必要に応じて外部の専門家との契約にもとづき、相談し、助言を得ることで定期的確認することなどにより、事業経営・運営の適正性を確保する取組を行うこと、②実情にそくした経営改善の取組を行っていること、をもって総合的に評価します。
  
- 評価方法は、訪問調査において、**書面での確認**と聴取により行います。なお、行政による監査は対象ではありません。